

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定目的

平成11年に制定・公布された「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置づけています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年度に最初の男女共同参画計画である「いしかり男女共同参画プラン21」（以下「第1次計画」）を策定して以来、平成22年度に「第2次石狩市男女共同参画計画」（以下「第2次計画」）、平成27年度に「第3次石狩市男女共同参画計画」（以下「第3次計画」）へ改訂するとともに、各計画に基づき、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

また、第2次計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」として、第3次計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」としてそれぞれ位置づけ、課題解決に努めてきました。

これまで、3次にわたる計画に基づき取組を進めてきましたが、いずれも問題の根底には、社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー※）に基づいて役割を決める、固定的な性別役割分担意識や、女性の人権の軽視、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）などがあると考えられます。

これらのことを踏まえ、令和3年3月に第3次計画の計画期間が終了するにあたり、課題や成果を整理し、これまで培ってきた男女共同参画の視点を継承するとともに、少子高齢化・人口減少・ライフスタイルの変化など、多様化する社会情勢に総合的に対応する視点も加え、本市に適合した施策事業を展開し、地域社会全体として男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する指針として「第4次石狩市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

※ ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別です。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／Gender）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

3 計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

○男女共同参画社会基本法

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

計画の基本目標のうち、「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」に位置づけます。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

計画の基本目標のうち、「基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現」の「施策1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV被害者支援基本計画）」に位置づけます。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

本計画は、上位計画である「石狩市総合計画」や、各部所管の個別計画との整合性を考慮し、国の「第5次男女共同参画基本計画」と、北海道の「第3次北海道男女平等参画基本計画」を勘案して策定します。

また、計画の実施にあっては、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の「持続可能な開発目標（SDGs※）」なども考慮して進めます。

※ SDGs（エスディーゼズ）：平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標で「世界中のだれ一人として取り残さない」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的な目標です。17のゴール（目標）と、169のターゲット（達成基準）で構成され「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に通じる目標です。

4 策定体制

本計画は、学識経験者や市内各種団体の代表者、公募した市民で組織する「石狩市男女共同参画推進委員会」と、市長を会長とし、行政職員で組織する「石狩市男女共同参画行政推進会議」において、検討協議のうえ策定しました。

また、市内の18歳以上の方を対象とした「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」）を実施し、本市の現状と課題や、市民ニーズの把握に努めました。

<第4次石狩市男女共同参画計画策定の体制>

